

議案第38号

北九州市小中学校等学校管理規則の一部改正について  
北九州市小中学校等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月12日提出

北九州市教育委員会  
教育長 太田清治

提案理由

本市では、令和3年度より市立全特別支援学校、令和7年度より市立全小学校が2学期制を実施している。

これに伴い、現在は3学期制に沿って作成されている北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正することとしたため、この規則案を提出する。



## 北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について

### 1 改正理由

本市では、令和3年度より市立全特別支援学校、令和7年度より市立全小学校において2学期制を実施しており、令和8年度からは市立全中学校においても2学期制を実施することとなった。これにより、市立の全小・中・特別支援学校において2学期制を実施することとなる。

2学期制の実施により、学期末に集中していた成績処理等の校務の平準化が図られ、教員が児童生徒と向き合う時間の確保につながるるとともに、教員の働き方改革を推進することができる。

また、義務教育9年間を通じた学期区分の統一により、学習指導、学校行事その他の教育活動をより効果的に展開できるなどの教育環境の整備が期待される。

このような状況の下、現行における学期制に関する規定と学校運営の実態との間に不整合が生じることから、制度の明確化を図る観点より、「北九州市立小中学校等管理規則」（昭和38年北九州市教育委員会規則第8号）について所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### (1) 学期制の整理（第2条関係）

現行規定における3学期制を原則とする規定及び校長の判断により2学期制を選択できる旨の規定を削除し、学年を前期及び後期の2学期とする制度に完全に移行する。

併せて、前期及び後期の期間を明確に規定する。

#### (2) 秋季休業日の制度化（第3条関係）

2学期制の実施に伴い、前期と後期の区分時期に対応する休業日として秋季休業日を新たに規則上の休業日として位置付け、その期間を規定する。

#### (3) 秋季休業日に関する運用特例の規定（第3条関係）

学校の実情その他の事由により秋季休業日を設けないことができる旨を新たに規定するとともに、その場合は校長が理由を明らかにした上で教育委員会の承認を受けることとする。

(4) その他の休業日に係る日数の見直し（第3条関係）

校長が必要と認めるその他の休業日について、年間上限日数を10日以内から8日以内に改める。

これは、秋季休業日を新たに規則上の休業日として制度化し、当該期間が実質的に追加されることを踏まえ、授業時数確保等の観点から校長裁量による休業日数を2日分見直すものである。

(5) 休業日の期間変更規定の整理（第3条関係）

休業日の期間を変更できる対象規定について、条項整理に伴い号の指定を改める。

(6) 条文整理等

上記改正に伴う条番号の整理及び文言の整備を行う。

3 施行日

令和8年4月1日

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

北九州市立小中学校等管理規則（昭和 3 8 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「学年は」を「学年は、」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 学年を分けて次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 1 0 月の第 2 月曜日の翌々日まで

後期 前期の末日の翌日から翌年の 3 月 3 1 日まで

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「通じ 1 0 日以内」を「通じて 8 日以内」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 秋季休業日 1 0 月の第 2 月曜日の翌日及び翌々日

第 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同条第 4 項前段中「及び第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項第 2 号に規定する休業日は、学校の実状その他の事由により設けないことができる。この場合において、校長はあらかじめその理由を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

第 3 条第 5 項中「第 1 項第 4 号」を「第 1 項第 5 号」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(学年学期)</p> <p>第2条 学年は、<u>4月1日</u>に始まり翌年<u>3月31日</u>に終わる。</p> <p>2 <u>学年を分けて次の2学期とする。</u></p> <p>前期 <u>4月1日から10月の第2月曜日の翌々日まで</u></p> <p>後期 <u>前期の末日の翌日から翌年の3月31日まで</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>その他の休業日 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認める日で年間を通じて8日以内の日</u></p> | <p>(学年学期)</p> <p>第2条 学年は<u>4月1日</u>に始まり翌年<u>3月31日</u>に終る。</p> <p>2 <u>学年を分けて次の3学期とする。</u></p> <p>第1学期 <u>4月1日から8月25日まで</u></p> <p>第2学期 <u>8月26日から12月31日まで</u></p> <p>第3学期 <u>1月1日から3月31日まで</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、学年を分けて2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>その他の休業日 前3号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認める日で年間を通じて10日以内の日</u></p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 第1項第1号から第3号までに規定する休業日の期間は、学校の実状その他の事由により変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項第2号に規定する休業日は、<u>学校の実状その他の事由により設けないことができる。この場合において、校長はあらかじめその理由を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 第1項第5号に規定する休業日については、校長は、あらかじめその理由及び期日を明らかにし教育委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>6</u> 略</p> | <p><u>2</u> 前条第3項の規定により学年を分けて2学期とする場合は、<u>校長は、秋季休業日を設けることができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 第1項第1号及び第2号に規定する休業日の期間は、学校の実状その他の事由により変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 第1項第4号に規定する休業日については、校長は、あらかじめその理由及び期日を明らかにし教育委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>6</u> 略</p> |

## 北九州市立小中学校等管理規則

### ○北九州市立小中学校等管理規則

昭和 38 年 2 月 10 日

教委規則第 8 号

改正 昭和 39 年 3 月 31 日教委規則第 26 号

昭和 40 年 5 月 7 日教委規則第 4 号

昭和 46 年 4 月 1 日教委規則第 8 号

昭和 47 年 4 月 1 日教委規則第 5 号

昭和 48 年 4 月 24 日教委規則第 7 号

昭和 48 年 10 月 1 日教委規則第 10 号

昭和 49 年 8 月 30 日教委規則第 16 号

昭和 51 年 1 月 31 日教委規則第 1 号

昭和 51 年 4 月 1 日教委規則第 7 号

昭和 57 年 4 月 1 日教委規則第 2 号

平成 4 年 8 月 27 日教委規則第 10 号

平成 5 年 3 月 30 日教委規則第 1 号

平成 7 年 3 月 13 日教委規則第 1 号

平成 7 年 5 月 1 日教委規則第 11 号

平成 9 年 5 月 30 日教委規則第 13 号

平成 10 年 3 月 31 日教委規則第 5 号

平成 12 年 3 月 31 日教委規則第 4 号

平成 12 年 12 月 27 日教委規則第 12 号

平成 14 年 3 月 29 日教委規則第 16 号

平成 15 年 3 月 31 日教委規則第 14 号

平成 16 年 3 月 31 日教委規則第 5 号

平成 19 年 3 月 30 日教委規則第 3 号

平成 19 年 12 月 21 日教委規則第 14 号

平成 20 年 3 月 28 日教委規則第 5 号

平成 21 年 2 月 2 日教委規則第 2 号

平成 21 年 3 月 31 日教委規則第 10 号

# 北九州市立小中学校等管理規則

平成 28 年 2 月 8 日教委規則第 2 号

平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 8 号

平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 18 号

平成 29 年 11 月 1 日教委規則第 28 号

平成 29 年 11 月 20 日教委規則第 29 号

平成 30 年 12 月 20 日教委規則第 23 号

令和 2 年 7 月 1 日教委規則第 20 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 学年学期及び休業日（第 2 条—第 4 条）

第 3 章 教育活動（第 5 条—第 9 条）

第 4 章 教材の取扱い（第 10 条—第 12 条）

第 5 章 組織（第 13 条—第 22 条）

第 6 章 施設設備の管理（第 23 条—第 28 条）

第 7 章 特別支援学校の入学対象者等（第 29 条）

第 8 章 補則（第 30 条—第 34 条）

## 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理及び運営の基本的事項を定めることを目的とする。

（昭 51 教委規則 1・平 12 教委規則 4・平 19 教委規則 3・平 30 教委規則 23・一部改正）

第 2 章 学年学期及び休業日

（平 9 教委規則 13・改称）

（学年学期）

第 2 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月25日まで

第2学期 8月26日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、学年を分けて2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平16教委規則5・平29教委規則28・一部改正)

(休業日)

第3条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか次のとおりとする。

(1) 夏季休業日 7月21日から8月25日までの日

(2) 冬季休業日 12月24日から翌年の1月7日までの日

(3) 学年末休業日 3月25日から同月31日までの日

(4) その他の休業日 前3号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認める日で年間を通じ10日以内の日

2 前条第3項の規定により学年を分けて2学期とする場合は、校長は、秋季休業日を設けることができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 第1項第1号に規定する期間中校長が必要と認める場合は、その指定する日に児童又は生徒を登校させることができる。

4 第1項第1号及び第2号に規定する休業日の期間は、学校の実状その他の事由により変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を明らかにし、教育委員会の承認を受けなければならない。

5 第1項第4号に規定する休業日については、校長は、あらかじめその理由及び期日を明らかにし教育委員会に届け出なければならない。

6 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長はあらかじめ教育委員会に届け出て休業日に授業を行うことができる。ただし、代日休業を取る場合は、原則としてその間近の日とする。

## 北九州市立小中学校等管理規則

(昭46教委規則8・昭48教委規則7・平4教委規則10・平7教委規則1・平9教委規則13・平12教委規則4・平14教委規則16・平15教委規則14・平16教委規則5・平29教委規則28・一部改正)

(非常変災による臨時休業)

第4条 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合校長は次に掲げる事項をただちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) その他校長が必要と認める事項

### 第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第5条 学校の教育課程は、法令および学習指導要領に示すところに従い校長が編成する。

- 2 校長は、毎年4月末日までに当該学年において実施する教育課程に基づき、指導計画の大綱を記載した教育指導計画書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の教育指導計画書には、教育課程のそれぞれの領域における学校の基本方針および指導計画ならびに学年別授業時数および指導の重点を記載しなければならない。
- 4 校長は、毎年3月末日までに当該学年の実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

(昭46教委規則8・全改)

(学校行事の計画とその承認手続)

第6条 学校における教育活動として市外で行事を実施する場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊を要する行事を実施する場合には、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(平 1 2 教委規則 4 ・ 平 1 5 教委規則 1 4 ・ 一部改正)

(出席停止)

第 7 条 教育委員会は、小学校及び中学校において、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行う等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童生徒に障害、心身の苦痛又は、財産上の損失を与える行為

(2) 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は、設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、前項に規定する場合に該当する児童生徒があるときは、当該児童生徒の出席停止に関する意見を教育委員会に具申しなければならない。

3 教育委員会は、第 1 項の出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、その理由及び期間を記載した文書を保護者に交付しなければならない。

4 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(平 1 4 教委規則 1 6 ・ 全改)

第 8 条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずることができる。この場合において、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(平 1 4 教委規則 1 6 ・ 追加、平 2 1 教委規則 2 ・ 一部改正)

(事故発生などの報告)

第 9 条 児童生徒の集団的 disease、死亡事故もしくは傷害その他の不祥事件等が発生した場合は、校長はすみやかに教育委員会に報告しなければならない。

(平 1 2 教委規則 4 ・ 旧第 9 条繰上、平 1 4 教委規則 1 6 ・ 旧第 8 条繰下)

第 4 章 教材の取扱い

(平 9 教委規則 1 3 ・改称)

(教材の定義)

第 1 0 条 この規則で「教材」とは次に掲げるものをいう。

(1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）附則第 9 条に規定する教科用図書（以下これらを「教科用図書」という。）

(2) 学校の教育活動のために使用する教科用図書以外の図書その他の教材（以下「教科用図書以外の教材」という。）

(昭 4 6 教委規則 8 ・全改、平 1 2 教委規則 4 ・旧第 1 0 条繰上、平 1 2 教委規則 1 2 ・一部改正、平 1 4 教委規則 1 6 ・旧第 9 条繰下、平 1 9 教委規則 1 4 ・一部改正)

(教材の選定)

第 1 1 条 教科用図書の採択は、教育委員会が行う。

2 教科用図書以外の教材の選定は別に定める基準により校長が行う。

(昭 4 6 教委規則 8 ・一部改正、平 1 2 教委規則 4 ・旧第 1 1 条繰上、平 1 4 教委規則 1 6 ・旧第 1 0 条繰下)

(教科用図書以外の教材の承認等)

第 1 2 条 学校が学年若しくは学級又はこれらに準ずる集団全員に対し、教科用図書以外の教材を計画的かつ継続的に使用する場合は、次に定めるところによるものとする。

(1) 教科用図書の発行されていない教科のための主たる教材として使用する図書については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(2) 教科用図書とあわせて使用する副読本解説書その他の参考書並びに学習の過程及び休業中に使用する学習帳の類については、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(昭 4 6 教委規則 8 ・全改、平 1 2 教委規則 4 ・旧第 1 2 条繰上、平 1 4 規教委則 1 6 ・旧第 1 1 条繰下、平 1 5 教委規則 1 4 ・一部改正)

第 5 章 組織

(昭51教委規則7・全改、平12教委規則4・改称)

(学級編制資料の提出)

第13条 校長は、別に定めるところにより、学級の編制又はその変更について適確な資料を教育委員会に提出しなければならない。

(昭51教委規則7・全改、平12教委規則4・旧第13条繰上、平14教委規則16・旧第12条繰下)

(職員会議)

第14条 学校に校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、必要に応じて校長が招集する。

3 校長は、職員会議において次に掲げる事項を取り扱うものとする。

(1) 学校の管理又は運営に関する方針等の周知を図るため、校長が所属職員等にこれを連絡すること。

(2) 校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を校長が聴くこと。

(3) 所属職員等の相互の連絡を校長が図ること。

4 校長は、職員会議を管理し、及び運営する。

5 前各項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(平12教委規則4・追加、平14教委規則16・旧第13条繰下)

(校務分掌組織)

第15条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

2 校長は、法令及びこの規則の定めるところにより、校務分掌組織及びその分掌を定め、毎年4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(昭51教委規則7・全改、平14教委規則16・旧第14条繰下)

(副校長等)

第15条の2 学校には、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

2 副校長は、校長を助け、校長から任された校務をつかさどる。

3 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、校長から任された校務を整理

し、及び授業を受け持つ。

- 4 指導教諭は、授業を受け持ち、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(平 2 0 教委規則 5 ・ 追加)

(教務主任等)

第 1 6 条 学校には、教務主任、学年主任、保健主事及び司書教諭を置く。ただし、教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは教務主任を、学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは保健主事を置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、当該学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務に当たる。
- 6 教務主任、学年主任及び司書教諭は、当該学校の教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。
- 7 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(昭 5 1 教委規則 7 ・ 全改、平 7 教委規則 1 1 ・ 平 1 0 教委規則 5 ・ 一部改正、平 1 4 教委規則 1 6 ・ 旧第 1 5 条繰下、平 2 0 教委規則 5 ・ 一部改正)

(生徒指導主事等)

第 1 7 条 中学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事

を置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 前条第6項の規定は、第1項の生徒指導主事及び進路指導主事について準用する。

(昭51教委規則7・全改、平12教委規則4・一部改正、平14教委規則16・旧第16条繰下、平19教委規則3・平20教委規則5・一部改正)

(部主事)

第18条 特別支援学校には、各部に部主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、部主事を置かないことができる。

- 2 部主事は、校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。
- 3 第16条第6項の規定は、第1項の部主事について準用する。

(平28教委規則2・追加、平28教委規則8・旧第17条の2繰下)

(その他の主任等)

第19条 学校においては、前3条に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(昭51教委規則7・全改、平14教委規則16・旧第18条繰下)

(分校主任)

第20条 分校(教頭を置く分校を除く。)には、分校主任を置く。

- 2 分校主任は、校長の監督を受け、分校に関する校務をつかさどる。
- 3 第16条第6項の規定は、第1項の分校主任について準用する。

(昭51教委規則7・全改、平12教委規則4・一部改正、平14教委規則16・旧第19条繰下・一部改正)

(学校事務職員の職)

第21条 学校に置かれる学校事務職員(学校教育法第37条第14項に規定

する事務職員をいう。)の職として、次に掲げる職を置く。

- (1) 事務長
- (2) 主査
- (3) 主任
- (4) 係員

2 事務長は、校長の監督を受けて事務を統括する。

3 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。

4 主任は、上司の命を受け、複雑な事務をつかさどる。

5 係員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(昭51教委規則7・全改、平10教委規則5・一部改正、平14教委規則16・旧第20条繰下、平29教委規則18・平29教委規則29・一部改正)

(学校栄養職員の職)

第22条 学校に置かれる学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。)の職として、次に掲げる職を置く。

- (1) 主査
- (2) 主任
- (3) 係員

2 主査は、上司の命を受け、技術を処理する。

3 主任は、上司の命を受け、複雑な技術をつかさどる。

4 係員は、上司の命を受け、技術をつかさどる。

(昭51教委規則7・全改、昭57教委規則2・一部改正、平14教委規則16・旧第21条繰下、平29教委規則18・一部改正)

## 第6章 施設設備の管理

(管理の担当)

第23条 校長は学校の施設設備(備品を含む。以下同じ。)の管理を統括し職員は校長の定めるところにより施設設備の管理を分担する。

(昭46教委規則8・旧第19条繰上、昭51教委規則1・旧第17条

繰下、昭51教委規則7・旧第18条繰下、平14教委規則16・旧第22条繰下)

(財産台帳及び備品受払簿)

第24条 校長は、学校の施設設備の財産台帳及び備品受払簿を調整しなければならない。

2 前項の財産台帳及び備品受払簿の様式及び記載事項は、別に定めるところによる。

(昭46教委規則8・旧第20条繰上、昭51教委規則1・旧第18条繰下、昭51教委規則7・旧第19条繰下、平14教委規則16・旧第23条繰下、平30教委規則23・一部改正)

(亡失又は破損)

第25条 校長は、学校の施設設備を亡失し、又は破損した場合は、別に定めるところにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 廃棄手続を要する物件及びその手続の様式については、別に定める。

(昭46教委規則8・旧第21条繰上、昭51教委規則1・旧第19条繰下、昭51教委規則7・旧第20条繰下、平12教委規則4・一部改正、平14教委規則16・旧第24条繰下、平30教委規則23・一部改正)

(学校の施設設備の使用)

第26条 校長は、別に定めるところにより、学校の施設設備を社会教育その他公共のために使用させるものとする。

2 前項の規定により学校の施設設備のうち北九州市学校施設使用料条例(平成30年北九州市条例第52号)第2条に規定する学校施設を使用させる際の使用料の額は、同条例別表に定める額とする。

(平30教委規則23・全改)

(非常災害対策及び防火の計画)

第27条 校長は、毎年度初め学校の非常災害対策及び防火の計画を作成しなければならない。

(昭46教委規則8・旧第23条繰上、昭51教委規則1・旧第21条

繰下、昭51教委規則7・旧第22条繰下、平14教委規則16・旧第26条繰下、平15教委規則14・一部改正)

(宿日直)

第28条 日直および宿直については別に定める。

(昭46教委規則8・旧第23条繰上、昭51教委規則1・旧第22条繰下、昭51教委規則7・旧第23条繰下、平14教委規則16・旧第27条繰下)

第7章 特別支援学校の入学対象者等

(平19教委規則3・追加)

(特別支援学校の入学対象者等)

第29条 特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)の入学対象者、部及び修業年限は、別表のとおりとする。

(平19教委規則3・追加)

第8章 補則

(平14教委規則16・追加、平19教委規則3・旧第7章繰下)

(自己評価)

第30条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、学校の実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(平21教委規則10・追加)

(学校関係者評価)

第31条 校長は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(平21教委規則10・追加)

(評価結果の報告)

第32条 校長は、第30条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

(平 2 1 教委規則 1 0 ・ 追加)

(学校評議員)

第 3 3 条 校長は、教育委員会の承認を得て、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(平 1 4 教委規則 1 6 ・ 追加、平 1 9 教委規則 3 ・ 旧第 2 9 条繰下、平 2 1 教委規則 1 0 ・ 旧第 3 0 条繰下)

(委任)

第 3 4 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(平 1 4 教委規則 1 6 ・ 追加、平 1 9 教委規則 3 ・ 旧第 3 0 条繰下、平 2 1 教委規則 1 0 ・ 旧第 3 1 条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 3 8 年 2 月 1 0 日から施行する。

(平 5 教委規則 1 ・ 旧附則 ・ 一部改正、平 9 教委規則 1 3 ・ 旧付則第 1 項 ・ 一部改正、令 2 教委規則 2 0 ・ 旧附則 ・ 一部改正)

(令和 2 年度における学期の特例)

2 令和 2 年度における学期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次の 2 学期とする。この場合において、同条第 3 項中「前項」とあるのは「付則第 2 項」と、「学年を分けて 2 学期とする」とあるのは「学期の期間を変更する」と、第 3 条第 2 項中「前条第 3 項」とあるのは「付則第 2 項の規定により読み替えて適用する前条第 3 項」と、「学年を分けて 2 学期とする」とあるのは「学期の期間を変更する」とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 1 0 月 1 6 日まで

第 2 学期 1 0 月 1 7 日から翌年の 3 月 3 1 日まで

(令 2 教委規則 2 0 ・ 追加)

(令和 2 年度における休業日の特例)

## 北九州市立小中学校等管理規則

3 令和2年度における夏季休業日及び冬季休業日は、第3条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。この場合において、同項第4号中「前3号」とあるのは「前号及び付則第3項各号」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「付則第3項第1号」と、同条第4項中「第1項第1号及び第2号」とあるのは「付則第3項各号」と、同条第5項中「第1項第4号」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えて適用する第1項第4号」とする。

(1) 夏季休業日 8月6日から8月16日までの日

(2) 冬季休業日 12月26日から翌年の1月4日までの日

(令2教委規則20・追加)

付 則 (昭和39年3月31日教委規則第26号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に北九州市立の小学校および中学校ならびに養護学校の事務職員の職にあるものは別に辞令を發せられない限り昭和38年10月1日付をもつてそれぞれ現にある等級および号給をもつて事務主事に補せられ、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

付 則 (昭和40年5月7日教委規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年1月22日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を發せられない限り、この規則適用の日をもつてそれぞれ現に受ける給料をもつて、同表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

| 左 欄  | 右 欄  |
|------|------|
| 事務主任 | 事務主査 |
| 事務主事 | 主事   |

付 則 (昭和46年4月1日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年4月1日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年4月24日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 48 年 10 月 1 日教委規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 49 年 8 月 30 日教委規則第 16 号）

この規則は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 51 年 1 月 31 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 51 年 2 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 51 年 4 月 1 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 57 年 4 月 1 日教委規則第 2 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 8 月 27 日教委規則第 10 号）

この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年 3 月 30 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年 3 月 13 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年 5 月 1 日教委規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年 5 月 30 日教委規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年 3 月 31 日教委規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則中第 15 条の改正規定は公布の日から、第 20 条の改正規定は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

- 2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間（学校図書館法附則第 2 項の学校の規模を定める政令（平成 9 年政令第 189 号）で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、改正後の第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、司

書教諭を置かないことができる。

付 則（平成12年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月27日教委規則第12号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年3月29日教委規則第16号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日教委規則第14号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年12月21日教委規則第14号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則（平成20年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年2月2日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年2月8日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日教委規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日教委規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（学校事務職員の職の特例）

## 北九州市立小中学校等管理規則

2 学校には、当分の間、改正後の第21条第1項の規定にかかわらず、学校事務職員の職として事務主幹の職を置くものとし、当該事務主幹の職務は、なお従前の例による。

付 則（平成29年11月1日教委規則第28号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成29年11月20日教委規則第29号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年12月20日教委規則第23号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月1日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第29条関係）

（平19教委規則3・追加、平28教委規則2・一部改正）

| 校名              | 入学対象者                       | 部   | 修業年限 |
|-----------------|-----------------------------|-----|------|
| 北九州市立門司総合特別支援学校 | 知的障害を主とする者及び病弱又は身体虚弱を主とする者  | 小学部 | 6年   |
|                 |                             | 中学部 | 3年   |
| 北九州市立小倉北特別支援学校  | 知的障害を主とする者                  | 小学部 | 6年   |
|                 |                             | 中学部 | 3年   |
| 北九州市立小倉総合特別支援学校 | 肢体不自由を主とする者及び病弱又は身体虚弱を主とする者 | 小学部 | 6年   |
|                 |                             | 中学部 | 3年   |
| 北九州市立小倉南特別支援学校  | 知的障害を主とする者                  | 小学部 | 6年   |
|                 |                             | 中学部 | 3年   |
| 北九州市立小池特別支援学校   | 知的障害を主とする者                  | 小学部 | 6年   |
|                 |                             | 中学部 | 3年   |
| 北九州市立八幡特別支援学校   | 知的障害を主とする者                  | 小学部 | 6年   |
|                 |                             | 中学部 | 3年   |
| 北九州市立八幡西特別支援学校  | 肢体不自由を主とする者及び病弱又は身体虚弱を主とする者 | 小学部 | 6年   |
|                 |                             | 中学部 | 3年   |

※1月15日資料より一部改訂したもの

## 多様性を尊重した教育環境の整備について ～令和8年度からの市立全中学校における2学期制実施について～

### 1 概要

北九州市では、子どもの学びの充実と教職員が子どもと向き合う時間の確保を目的として、2学期制を段階的に試行実施してきた。

本年度は、小学校、特別支援学校および中学校7校で実施しており、各校においてその効果が見られている。

各校の効果を踏まえつつ、子どもの学びを一層充実させるとともに、義務教育9年間の一貫した教育環境を整えることなども目的とし、中学校においても、令和8年度から2学期制全校実施の方針を決定した。

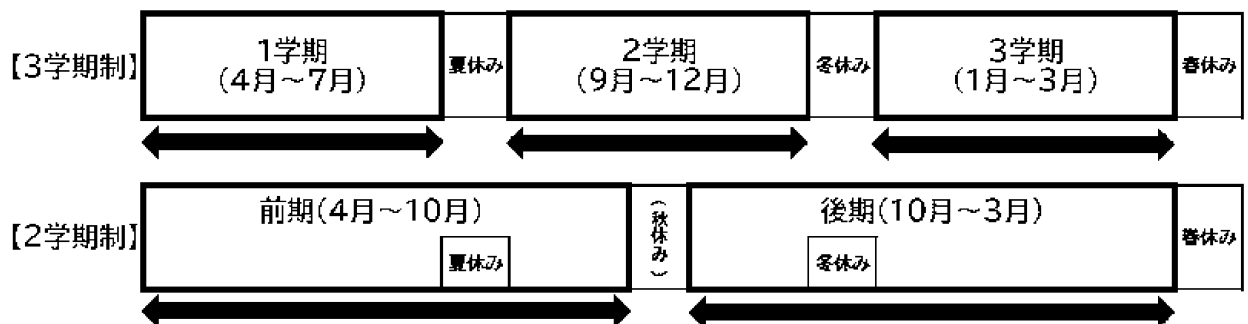
### 2 目的

子どもの学びの充実および教職員が子どもと向き合う時間の確保のため。

- これまで学期末に集中していた事務処理等を精選し、教員が子どもと向き合う時間を生み出すことで、一人一人のつまずきに応じた学習指導や教育相談など、個別最適な支援を行いやすくなる。
- 市立の全小・中・特別支援学校で2学期制を実施し、学期の区切りが揃うことで、保護者と連携した行事や学習活動をより柔軟に設定できるようになる。

### 3 現行の3学期制との主な変更点

- 学期を2学期制とし、前期・後期とする。
- 前期と後期の間に秋休みを設ける。(「スポーツの日」を含む三連休の翌々日までの5日間)



※秋休みの取得については、学校裁量となっております。

#### 4 経緯

- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症に伴う一斉休校による授業時数の不足への対応のため、市立小・中・特別支援学校で2学期制を実施
- 令和3年度 市立全特別支援学校の2学期制全面実施
- 令和3～6年度 希望する市立小・中学校の2学期制開始
- 令和7年度 市立全小学校の2学期制実施(小学校長会の方針を教育委員会が承認)
  - ・ 6月～10月 中学校長会「2学期制プロジェクト会議」等における意見交換等
  - ・ 12月 2学期制実施の方針を決定

#### 5 今後の主なスケジュール

- 令和8年4月1日(水) 北九州市立小中学校等管理規則改正  
市立全中学校で2学期制を全面実施

#### 6 北九州市立小中学校等管理規則の改正について

本市では、令和3年度より市立全特別支援学校、令和7年度より市立全小学校が2学期制を実施している。

令和8年度より市立全小・中・特別支援学校が2学期制になることに伴い、現在は3学期制に沿って作成されている北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正手続き中である。